

消費生活

No.106
平成25年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎ 23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

特集

- 高齢者をねらった「健康食品の送り付け商法」にご注意ください！
- ご存知ですか？クーリング・オフ制度

親子で学ぶ消費者移動教室を開催しました

平成25年7月31日（水）、小学生とそのご家族を対象とした「親子で学ぶ消費者移動教室」を開催しました。

今回は、東京都江東区にある「がすてな～に」に行きました。クイズにチャレンジし、ガスの歴史や使われ方について、楽しく学んだり、エナジースタジオでガスの特徴や性質を知るヒントがいっぱいのサイエンスショーに参加し、液体窒素や空気砲を使った実験に、参加者は興味深く見入っていました。



クイズ！ 目指せ全問正解！

ガスの科学館」と「パナソニックセンター東京」へ



ペットボトルで渦ができたよ！



素数以外の数を打ち返そう！



大きな空気砲！

高齢者をねらった 「健康食品の送り付け商法」に ご注意ください!



「以前注文を受けた健康食品を送ります」などと突然電話があり、「申し込んだ覚えがない」と断ったのに、健康食品を代金引換で強引に送りつけられるという相談が今年に入り急増しています。また、2012年度に全国の消費生活センターに寄せられた相談では、60歳以上の相談件数が9割を超えて、高齢者がねらわれています。手口を知ってトラブルにあわないようしましょう。



(国民生活センターHPより引用)

◆主な相談事例

「注文を受けた健康食品ができたので、明日代金引換で送るので受け取るように」と電話があった。全く覚えがないので、「申し込んだ覚えがないので、受け取れない」と断ったのに、「確かに1か月前に注文している。その時の録音がある。代金は3万円。明日送る」と強引な口調で言われ電話を切られてしまった。業者名も連絡先もわからない。



【その他の相談事例】

- ・勧誘を断ると、暴言を吐かれた。業者名や連絡先を聞いても答えない。
- ・一度受け取り拒否をしたが、再度電話で脅すような口調で支払うように強要されて、商品を送付された。
- ・「頼んでいないので送らないで」と断ったら、後日、「損害が発生している、払わなければ法的手段に訴える」と書いた封書が届いた。
- ・今回だけならと仕方なく代金を払って受け取ったら、新たに別の業者から、別の健康食品が送られてきた（二次被害）。

◆アドバイス

○申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければ きっぱり断りましょう

一方的に「商品を送る」と言われても、申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければ、「いりません。今後の電話もお断りします」と言って、早めにきっぱり断りましょう。電話で勧誘されて一度断った人への再勧誘は、特定商取引法で禁止されています。

また、知らない相手からの電話に出ないように、相手の電話番号表示機能が付いた電話機にしたり、留守番電話機能を活用したりして自衛することも一つの方法です。



○商品が届いてしまった場合

①断ったにもかかわらず一方的に送りつけられた場合、商品を受け取り拒否しましょう

申し込んでいないのであれば、契約は成立していません。代金を支払う義務はなく、受け取る必要もありません。

事前に断ったにも関わらず、商品が代金引換で送られてきたときは、宅配業者に事情を説明し、受け取り拒否をしましょう。その際、送り主の業者名、住所、電話番号等を控えておくことが大切です。

一度代金を支払ってしまうと、相手が悪質業者の場合、お金を取り戻すことが困難なので、商品を受け取る前の注意が重要です。

②電話で勧誘されて承諾してしまった場合（電話勧誘販売）、クーリング・オフできます

強引に勧誘され、断りきれずに承諾し商品が届いた場合は、特定商取引法で定める電話勧誘販売に該当すると思われます。消費者は契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。



○事前に家族でルールを決めておきましょう

自分が注文した商品が代金引換で届く場合には、事前に家族にひとこと言っておくようにして、「誰が送付を依頼した荷物か確認できるまでは受け取らない」などルールを決めましょう。

○脅されるようなことがあれば、警察にも相談しましょう

○家族や周りの人は高齢者の方々の見守りをしましょう

高齢者の判断力の低下や健康への不安に乗じて、強引に商品を送りつけるような手口が見られます。被害に遭わないためには、契約者本人の意識だけでなく、周囲の人の見守りも大切です。

**困ったことがあれば、あきらめずできるだけ早く
消費生活センターに相談しましょう**

ご存知ですか？クーリング・オフ制度

○クーリング・オフ制度とは？

「クーリング・オフ制度」とは、訪問販売など特定の取引について、商品・サービスを契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば、無理由・無条件で契約を解除できる制度です。突然の訪問で「強引な勧誘を受けて購入してしまった」「不要な契約をしてしまった」などという場合、クーリング・オフ制度を活用しましょう。

○クーリング・オフできる取引と期間

取引内容	期間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスなど）	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）※	20日間
特定継続的役務提供（エステティックサロン、語学教室、パソコン教室など）※	8日間
業務提供誘引販売取引（いわゆる内職商法、モニター商法）※	20日間
訪問購入	8日間

※ 店舗での契約を含む

○クーリング・オフの手続き

- ①クーリング・オフは必ず書面で通知しましょう。
(クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも通知しましょう。)
- ②書面は、表・裏ともにコピーをとって保管し、「簡易書留」や「特定記録郵便」など記録の残る方法で送付しましょう。

【クーリング・オフ通知（はがき）記載例】

<input type="text"/> 郵便番号 ○○○○○○○○○○ (業者名) ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ 販売会社 代表者様	契約解除通知書 契約日 平成〇年〇月〇日 商品名 ○○○○○○ 契約金額 ○○○円 販売店名 ○○○株式会社 担当者名 ○○○○ 上記日付の契約を解除します。 ※支払った代金〇〇〇円を返金し、商品をお引き取り下さい。 平成〇年〇月〇日 住所 千葉県成田市〇〇 氏名 ○○○○
---	---



自分から店に出向いて買ったものや通信販売で買ったものはクーリング・オフできません。
また、代金の総額が3,000円未満の現金取引の場合もクーリング・オフできません。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階)☎23-1161●